

事業の概況

■ 質問に関する指標

科目別質問平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	36,597 (2.0)	37,214 (2.1)	616
定期性貯金	1,755,938 (97.9)	1,702,211 (97.8)	△ 53,726
その他の貯金	1,139 (0.1)	1,247 (0.1)	107
計	1,793,675 (100.0)	1,740,673 (100.0)	△ 53,002
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	1,793,675 (100.0)	1,740,673 (100.0)	△ 53,002

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	1,724,992 (100.0)	1,639,832 (100.0)	△ 85,160
固定金利定期	1,724,992 (100.0)	1,639,832 (100.0)	△ 85,160
変動金利定期	— (—)	— (—)	—

(注) 1. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

2. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

3. () 内は構成比です。

■ 貸出金に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	693	773	80
証書貸付	222,383	202,032	△ 20,350
当座貸越	41,915	46,466	4,550
割引手形	29	18	△ 11
合計	265,021	249,290	△ 15,731

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	170,221 (63.9)	152,707 (58.3)	△ 17,514
変動金利貸出	96,250 (36.1)	109,436 (41.7)	13,186
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△ 4,327

(注) () 内は構成比です。

資料編 単体経営資料

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	359 (0.1)	34 (0.0)	△324
有価証券	3 (0.0)	2 (0.0)	△0
動産	310 (0.1)	310 (0.1)	0
不動産	11,457 (4.3)	10,287 (3.9)	△1,170
その他の担保物	62 (0.0)	56 (0.0)	△6
計	12,192 (4.6)	10,691 (4.1)	△1,501
農業信用基金協会保証	1,377 (0.5)	1,150 (0.4)	△227
その他の保証	71 (0.0)	33 (0.0)	△37
計	1,448 (0.5)	1,183 (0.5)	△264
信用用	252,830 (94.9)	250,269 (95.5)	△2,561
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△4,327

(注) () 内は構成比です。

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	74 (2.5)	— (—)	△74
有価証券	— (—)	— (—)	—
動産	— (—)	— (—)	—
不動産	915 (31.1)	1,043 (41.1)	127
その他の担保物	— (—)	— (—)	—
計	989 (33.6)	1,043 (41.1)	53
信用用	1,952 (66.4)	1,493 (58.9)	△459
合計	2,942 (100.0)	2,536 (100.0)	△405

(注) () 内は構成比です。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
設備資金	19,734 (7.4)	19,209 (7.3)	△525
運転資金	246,736 (92.6)	242,934 (92.7)	△3,802
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△4,327

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	3,209 (1.2)	3,531 (1.3)	322
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	19,756 (7.4)	23,106 (8.8)	3,349
鉱業	— (—)	— (—)	—
建設業	4,597 (1.7)	6,314 (2.4)	1,716
電気・ガス・熱供給・水道業	7,538 (2.8)	6,997 (2.7)	△541
運輸・通信業	12,724 (4.8)	12,804 (4.9)	80
卸売・小売・飲食業	19,077 (7.2)	20,108 (7.7)	1,031
金融・保険業	90,269 (33.9)	84,457 (32.2)	△5,812
不動産業	4,521 (1.7)	5,370 (2.0)	848
サービス業	68,374 (25.7)	69,918 (26.7)	1,544
地方公共団体	35,108 (13.2)	28,467 (10.9)	△6,641
その他の	1,293 (0.5)	1,065 (0.4)	△227
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△4,327

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	2,221	2,562	341
穀作	498	447	△50
野菜・園芸	571	618	46
果樹・樹園農業	37	31	△5
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	693	949	255
養鶏・鶏卵	290	390	100
養蚕	—	—	—
その他の農業	131	126	△5
農業関連団体等	29,970	31,316	1,346
合計	32,192	33,879	1,687

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前述の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	31,575	33,531	1,955
農業制度資金	616	348	△268
農業近代化資金	616	348	△268
その他制度資金	—	—	—
合計	32,192	33,879	1,687

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
日本政策金融公庫資金	14,131	12,716	△1,414
その他の	—	—	—
合計	14,131	12,716	△1,414

(注)日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

資料編 単体経営資料

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額		
			担保・保証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	11	4	6	11
	令和6年度	22	2	19	22
危険債権	令和5年度	1,009	377	549	927
	令和6年度	983	337	549	887
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	800	—	23	23
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	800	—	23	23
小計	令和5年度	1,021	382	556	938
	令和6年度	1,805	340	592	933
正常債権	令和5年度	268,528			
	令和6年度	263,015			
合計	令和5年度	269,550			
	令和6年度	264,820			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.3.4.5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度				令和6年度					
	期首残高	期中增加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中增加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	424	384	—	424	384	384	267	—	384	267
個別貸倒引当金	495	557	20	475	557	557	571	6	551	571
合計	920	942	20	899	942	942	839	6	935	839

貸出金償却額

該当する取引はありません。